

佐賀県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十二年四月十八日執行の神崎市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成二十二年七月二十七日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

# 裁 決 書

佐賀県神崎市神埼町枝ヶ里 485 番地 22

審査申立人 藤 瀬 光 正

上記審査申立人から平成 22 年 5 月 18 日に提起された、同年 4 月 18 日執行の神崎市議会議員選挙における審査の申立てについて、佐賀県選挙管理委員会は次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査の申立てを却下する。

## 理 由

### 第 1 審査申立ての要旨

#### 1 審査申立ての経緯

##### (1) 異議申出の棄却

ア 審査申立人(以下「申立人」という。)は、神崎市議会議員選挙における当選の効力に関し、平成 22 年 4 月 21 日に神崎市選挙管理委員会に対し異議を申し出た。

イ 神崎市選挙管理委員会は、同年 4 月 28 日、異議の申出を棄却する決定(以下「原決定」という。)をした。

##### (2) 審査の申立て

申立人は、原決定を不服として、同年 5 月 18 日、当委員会に対し審査

を申し立てた。

## 2 申立人から提出された審査申立書に記載された審査申立の趣旨

申立人から提出された審査申立書に記載された審査申立の趣旨は以下のとおりである。

平成 22 年 4 月 18 日執行の「神崎市議会議員選挙」において、公職選挙法第 206 条（地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申し出及び審査の申立て）に基づき、平成 22 年 4 月 21 日神崎市選挙管理委員会へ「異議申立て」を実施しましたが、当方の請求に対して、具体的な調査もせず、同年 4 月 28 日開催の神崎市選挙管理委員会においても十分な審議も明細な回答もされず、事前に準備された『申立て無効』の『決定書』が手渡されました。佐賀県選挙管理委員会におかれまして次の事の審査をお願い致したく申し立ていたします。

- ・ 「疑問票」と称される全投票用紙の開示と各々の投票が有効になったのか、無効になったのかを請求します。
- ・ 「無効票」と称される全ての投票用紙の開示を請求します。
- ・ 公職選挙法 第 67 条（開票の場合の投票の効力の決定）による、「選挙立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない」に関して、当日不適應ではなかったのかとの疑問に対するの回答を請求します。

## 第 2 裁決の理由

当選挙争訟とは、選挙会において当選人と定められた者の当選が無効であるとするもの又はそこで落選者と決定された者が当選人であることを主張して選挙会の決定の取消を求めるもののように、選挙会の決定の適不適を争うものである。

本件審査の申立てをみると、申立人は、審査申立ての趣旨において、選挙会の決定の適不適を争う旨の主張をしていない。

佐賀県選挙管理委員会は、平成 22 年 6 月 3 日に審尋を実施し、当選争訟として争うのであれば、審査申立の趣旨及び理由を書面上に明確に記載してもらふ必要がある旨を申立人に伝え、平成 22 年 6 月 4 日、申立人に対し、審査申立書の補正命令書を発出し、平成 22 年 6 月 8 日に受領されたが、平成 22 年 6 月 11 日の提出期限までに補正書の提出はなかった。

よって、本件審査申立ては選挙会の決定の適不適を争うものとなっておらず、当選の効力に関する審査申立てとして不適法なものである。

以上から、当委員会は、主文のとおり決定する。

平成 22 年 7 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会

委員長	松	尾	紀	男
委員	大	川	正	二郎
委員	向	井	敏	子
委員	馬	渡	洋	三